

昭和白区

帰宅でき
す。

(説明文)

- ・指定避難所はお住まいの行政区・学区に関わらず、どなたでも最寄りの施設に避難することができます。
- ・命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所である指定緊急避難場所については、各災害のハザードマップに掲載しています。

